

明石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）が令和7年6月18日に公布され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定及び当該計画の実施状況の公表等が義務付けられました。

このたび、別添のとおり「明石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しましたので、以下のとおり報告します。

1 明石市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の概要について

(1) 計画の趣旨

第3期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）における基本目標である「やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ ～『SDGs 未来安心都市・明石』の担い手づくり～」と、それを実現するための3つの柱である、「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」、「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」、「持続可能な社会の担い手を育成する」を実行していくために、明石市の教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら子どもたちによりよい教育を行えるよう、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図る。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）

(3) 目標

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合 100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 100%
- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 30時間程度
- ・ 1年間時間外在校等時間 360時間以下

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年次休暇を計画的に年間10日以上を取得する教職員：100%
- ・ ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における高ストレス判定者数の割合 10.0%

※詳細については別添資料のとおり

2 施行期日等

令和8年4月1日

3 今後の対応

校長会にて周知し、学校における働き方改革の一層の推進に取り組みます。